

小田原市市民活動・協働応援制度 令和8年度補助金コースの募集！！

今回の募集コース

「①スタートアップコース」…市民活動団体が取り組む新たな事業

「②ステップアップコース」…これまで行ってきた活動の拡充または発展を図ろうとしている事業

「③市民タイアップコース」…市民活動団体が他主体(行政は除く)と協働で取り組む事業

「④市民×行政コラボアップコース」…市民活動団体が行政と新たに協働で取り組む事業

※「⑤「市民×行政協働コース(負担金等コース)」は、令和8年5月頃に募集予定

応募受付期間

令和7年11月1日(土)～令和7年12月15日(月) 正午

■本制度は小田原市とおだわら市民交流センターUMECOが協力して、制度を運営しております。

UMECOが応募・相談の窓口、小田原市が審査や補助金の交付を行います。

■本制度の補助金交付は、令和8年3月市議会定例会での予算成立が前提となります。

まずは
お気軽に！

事前相談 ※事業内容や応募書類に関する個別の相談(要予約)

事前相談を随時受け付けていますので、早めにご相談いただくことが、本制度の趣旨に合った事業計画、書類作成につながります。申込先及び相談場所は、UMECOです。

※④の行政との協働コースは事前相談必須 期限：令和7年11月17日(月)午後5時まで

問い合わせ、募集説明会・事前相談申込、書類提出先



おだわら市民交流センターUMECO

受付時間：午前9時～午後9時

休館日：第1月曜日(11/4(火)、12/1(月)休館)

〒250-0011 小田原市栄町 1-1-27

TEL:0465-24-6611 FAX:0465-24-6633

2次元
コード

募集ページ

提出方法

E-mail:odawara@umeco.info URL:https://umeco.info/

3営業日前までに電話で日時をご予約の上、UMECOまで直接お持ちください。

スムーズに確認を行うため、ご予約後、事前にメールで応募書類を送付してください。

提出当日は書類や事業内容の詳細確認を行うため、代表者か事業担当者がお越しください。

【募集説明会及び活動資金獲得講座】

令和8年度の募集開始にあたり、2会場にて募集説明会と活動資金獲得講座を実施します。

両日ともUMECOと共催で実施し、前半に募集説明会、後半に活動資金獲得講座を開催します。

令和7年10月27日(月) UMECO会議室1・2・3 午後6時～午後8時

令和7年11月8日(土) マロニエ202集会室 午後2時～午後4時

※それぞれ前日の正午までに、FAX・ホームページでお申し込みください。

※後日ホームページにて説明動画をご視聴いただけます。

1. 市民活動・協働応援制度とは

本制度は地域社会が抱える課題の解決に向けて市民活動や協働を応援する制度です。

小田原市を中心として市民活動（※）を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体（以下、「市民活動団体」）が実施する市民活動を資金面で応援します。（法人格の有無は問いません。）

（※）「市民活動」とは <小田原市市民活動推進条例第2条第1項の規定を参照>

市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。ただし次に掲げる活動を除きます。

- （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- （2）政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- （3）特定の公職（公職選挙法（昭和25法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

◇営利を目的としない活動とは、「利益を出してはいけない」ということではなく「利益を関係者に分配しない」ということです。団体の活動に必要な最低限の資金を確保するための、参加料徴収や物品販売での利益計上は可能となる場合があります。ご自身の活動が補助対象となるか、お気軽にUMECOまでお問い合わせください。

2. 応募できる団体

○小田原市を中心として活動する市民活動団体

なお、次の団体は応募できません。

- ✕市その他の行政機関が構成員等に含まれている団体
- ✕営利を目的とした団体
- ✕政治・宗教の布教、選挙活動を主たる目的とした団体
- ✕暴力団、法人では代表者または役員に暴力団員が含まれる団体、法人以外では代表者が暴力団員である団体

3. 補助対象となる活動の期間

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に実施される事業

4. 補助金のコース ※応募条件の詳細は「別紙：補助金のコース詳細について」をご覧ください。

コース名	①スタートアップ	②ステップアップ	③市民タイアップ	④市民×行政 コラボアップ
補助額（上限額）	10万円	20万円	30万円	30万円
申請資格	市民活動団体が取り組む新たな事業 (補助率100%)	これまで行ってきた活動の拡充または発展を図ろうとしている事業 (補助率70%)	市民活動団体が他主体（行政は除く）と協働で取り組む事業 (補助率70%)	市民活動団体が行政と新たに協働で取り組む事業 (補助率90%)
	1団体1回のみ	1事業3回まで	1団体3回まで	1団体2回まで

※企画提案書提出後のコース変更はできません。また、補助金の千円未満は切り捨てとします。

<参考>⑤市民×行政協働コース（令和9年度実施事業分）は、令和8年5月頃に募集予定です。

5. 対象経費

<対象になる経費>

事業を実施するために直接必要とする経費が対象となります。

○対象となる経費及び具体例

対象経費	具体例
謝礼	補助事業で招聘する <u>外部</u> の講師、指導者等へのお礼 ※図書券などの金券を謝礼とする場合、譲渡先を明確にすること
交通費	補助事業の講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 等 ※団体内部の講師・指導者を含む ※事業への参加者の交通費や宿泊費は対象外
消耗品費	1回または短期間の使用により消耗するもの 備品（備品購入費欄参照）に該当するもので単価が3万円未満のもの
印刷製本費	補助事業の募集案内やポスター、事業の報告書等、事業に係る資料コピー費 補助事業に係る冊子作成のための印刷製本費 等 ※印刷業者への発注を予定している場合は、見積書添付のこと
食糧費	補助事業の実施に必要不可欠と認められる食品材料費 補助事業で招聘する外部の講師への講演当日の飲食代
通信運搬費	補助事業に係るもの（案内、資料、備品等）を送付する切手代や宅配料 補助事業において使用した電話代 等
保険料	補助事業でイベント等を行う場合の来場者・参加者保険 補助事業で招聘する講師や指導者が加入する損害賠償保険 等
使用料及び賃借料	補助事業で使用する会議室、施設、器具等の使用料 補助事業で使用するバス等の借上げ料 等
備品購入費	補助事業の実施に必要不可欠と認められ、管理責任者が明確であり、品質形状が変わることなく概ね1年以上使用・保存でき、1品3万円以上のもの ※見積書添付のこと

<対象にならない経費>

・団体の維持・運営に要する経費

例) 事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、日常的な電話通話料、団体の会議費、会員への会報郵送料、会議の茶菓子代など

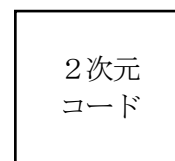
・事務員の人件費、事業に必要なアルバイト賃金、会員が講師を務める場合の講師謝礼など

・小田原市から別途補助金等の財政的支援がある事業は、対象になりません。

6. 応募書類 ※各様式や見本はUMECOのホームページからダウンロードできます。

★全コース共通

- (1) 市民活動・協働応援制度補助金 企画提案書 [様式第1号]
- (2) 団体の概要 [様式第2号]
- (3) 役員等氏名一覧表 [様式第2号付表]
- (4) 市民活動・協働応援制度補助金 事業計画書 [様式第3号]
- (5) 市民活動・協働応援制度補助金 事業収支予算書 [様式第4号]
- (6) 団体の規約等
- (7) 法人での申請の場合は、令和6年度の決算書、令和7年度の予算書
- (8) 【任意提出】活動内容の資料（会報、チラシ、新聞記事等、A4両面を4枚まで）



応募書類の確認はこちら！！

★「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」のみ

- (9) 市民活動・協働応援制度補助金 協働調書 [様式第5号]
- (10) 協働相手の役員等氏名一覧表（行政以外に協働する他主体のもの）
- (11) 協働相手の規約等（行政以外に協働する他主体のもの）

7. 審査及び選考方法 ※第一次審査通過団体は、第二次審査に必ずご出席ください。

本制度の補助金を交付する事業は、市民活動に関する有識者等で構成する「小田原市市民活動推進委員会」による次の審査・選考を経て決定されます。

各審査の参考とするため、必要に応じ、事前質問を行う場合があります。

なお、審査に公正を期すため、本人もしくはその同居の親族が所属している団体（協働相手となる団体等を含む）が応募した場合、その委員は審査に加わりません。

(1) 第一次審査

書類審査を行い、第二次審査を受けることのできる事業を選考します。（応募総数が少ない場合には行わない場合があります。）

(2) 第二次審査

応募者による公開プレゼンテーション（事業企画説明）を実施します。

○プレゼンテーションにおいては、応募書類に基づき、事業説明や質疑への応答を行っていただきます。（注）プレゼン時間には限りがあるため、事業説明を中心とした資料作成と説明をお願いいたします。

○補助金を交付する事業は、応募書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、選考します。また、補助金額も検討します。

○なお、「③市民タイアップコース」及び「④市民×行政コラボアップコース」については、協働相手となる団体等にも出席していただきます。（別時期募集の「⑤市民×行政協働コース」も同様。）



プレゼンテーションに係る相談についても、UMECOにて承ります！！

8. 選考の視点（下記の視点に基づき、事業を総合的に評価し、選考します。）

★全コース共通

（１）公益性	事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。
（２）自主性	事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。
（３）創造性	事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。
（４）継続性	将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。
（５）発展性	本制度をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。
（６）事業実現性	事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。
（７）費用対効果	事業費の積算が適正である。補助金等の用途が適当である。

★「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」のみ

（８）相乗効果	「協働」による相乗効果が期待できる。
（９）役割分担	役割分担は適切であり、それぞれの特性が生かされている。

★「④市民×行政コラボアップコース」のみ

（１０）市施策との整合性	市の総合計画と方向性が合致している。
--------------	--------------------

補助対象事業と認定されたら

9. 補助金の交付

審査を経て、本制度の補助対象事業として認定された団体が、補助金の交付を受ける場合、あらためて補助金交付申請書の提出が必要です。この申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付します。

事業完了後の手続き

10. 補助金額の確定、報告会への出席

補助金交付団体は、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。提出期限は令和8年3月23日（月）です。（事業の完了が3月末の場合も、仮締めの上、提出日までにご提出ください。）提出された実績報告書に基づき補助金額を確定しますが、その金額が交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還いただきます。

また、令和9年6月頃に事業報告会を開催しますので必ず参加してください。補助金は、事業報告を前提として交付されていることにご留意ください。報告会は一般の方がオンラインで参加可能な形態で開催の予定です。実績報告等に係る書類の公開についても、事前に関係者の同意を得てください。

1 1. 情報公開、情報提供及び個人情報の取扱い

補助事業の公正性、透明性を高めるとともに、本市における市民活動を充実させるため、提出された応募書類、報告書類、添付書類（写真等を含む）及び審査結果の内容は、ホームページ等で公表する予定です。この他、補助金交付事務や市民活動団体の支援を目的として、市の関係部署やおだわら市民交流センターUMECOにこれらの情報を提供することがあります。

公表や情報提供については、応募団体の責任において、事前に関係者の同意を得てください。

なお、公表や情報提供に当たっては、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。補助金交付の審査、選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を補助金交付の審査、選考の目的以外に使用しません。

1 2. スケジュール ※来年度以降の募集は、変更する可能性があります。

企画提案書の提出 (令和7年11月1日(土)～ 12月15日(月) 正午)	企画提案書等の応募書類を、UMECOへ提出してください。 ※「④市民×行政コラボアップコース」は事前相談が必須ですので、 令和7年11月17日(月)までにUMECOへ連絡ください。
審査・選考 (令和8年2月～3月)	(1) 第一次審査(書類審査) 書類審査の選考結果は2月末までに通知します。 (2) 第二次審査(公開プレゼンテーション) 期日：令和8年3月〇日(〇) 場所：おだわら市民交流センターUMECO ※各審査の参考とするため、必要に応じ、事前質問を行います。
補助金交付事業の交付決定 (令和8年4月1日(水)以降)	審査結果に基づき、補助金交付事業を決定します。認定通知書の受け取り後、 <u>速やかに交付申請書を提出ください</u> 。
補助金の交付 (令和8年5月頃)	交付事業を決定後、1か月以内に振り込みます。
事業の実施 (令和8年4月～ 令和9年3月)	事業計画に沿って事業を実施してください。 UMECOの職員が事業実施の現場を訪問することがあります(随時)。 10月頃に中間報告(進捗状況)の提出をしていただきます(書類提出)。
実績報告	事業完了後、速やかに、実績報告書等を提出してください(事業が3月中に完了する場合は、必ず3月末日までに提出してください)。 なお、提出された実績報告書は、公開するものとします。
補助金額の確定	提出された報告書等に基づき補助金額を確定し、文書で通知します。 なお、確定額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。
事業報告会 (令和9年6月頃)	事業報告会(UMECOで実施)に参加し、実施事業の実績報告をしていただきます。現地参加でのご対応をお願いいたします。

13. よくある質問

Q 1 申し込みはメールでも可能ですか。

A 1 申請内容のヒアリングを行いますので、直接UMECOまでご持参ください。

Q 2 事前相談や応募書類の提出は、平日だけですか。

A 2 いずれも、おだわら市民交流センターUMECOにおいて承ります。UMECOは土日・祝日も開館していますが、平日を含め担当者が不在の場合がありますので、事前にUMECOへ連絡のうえ、予約をしてください。なお、毎月第1月曜日は休館日となります。

Q 3 応募書類の一部が、応募受付期限に間に合いません。後から提出でも良いですか。

A 3 応募受付期間内にすべての必要書類を提出することが、応募の条件となります。受付期間中に必要書類が揃わない場合、応募はできません。応募を予定されている団体のうち、必要書類の準備に不安がある場合は、事前相談を積極的にご利用いただき、早めに必要書類の確認・準備を行うことをおすすめします。

Q 4 事前相談では、どのようなことが相談できますか。必ず行った方がよいですか。

A 4 「④市民×行政コラボアップコース」は11月17日（月）までの事前相談が必須となります。その他のコースは必須ではありませんが、応募したい事業が補助対象になるか、より良い事業にするにはどうすればよいか、書類の書き方など、制度に関する全般について、UMECOにご相談いただけます。書類の不備等を防ぐ意味でもご活用ください。特に初めて応募される場合は、ぜひお気軽にご相談ください。

Q 5 募集説明会ではどんなことが聞けますか。どうすれば参加できますか。また、参加は必須ですか。

A 5 本制度の内容や、応募書類の記載方法についてご説明をします。予定している2回は同じ内容ですので、どちらか片方にご参加ください。また、事前申込制ですので、前日の正午までに、UMECOへFAXまたはホームページよりお申込みください。募集説明会への参加は必須ではありませんが、応募の参考にしていただける情報が多くありますので、できるだけご参加ください。なお、参加できなかった場合、応募書類の受付期間中であれば、UMECOホームページで説明動画を視聴いただけますので、ご活用ください。

Q 6 市から他の補助金を受けている場合、この制度に応募できますか。また、市から委託されている事業をより充実させたい場合、応募できますか。

A 6 いずれの場合も応募できません。市から金銭の支払い（補助金、委託料等の名目は問いません）を受けている、または受けることが決まっている事業は対象外となります。

Q 7 国・県・民間等の助成を受けている場合、応募はできますか。

A 7 応募できます。収入欄に自己資金として記載してください。国・県等からの補助金等を受けている場合は、その額を必要経費から控除して本制度の補助額を算出します。

Q 8 書式に文字が収まりません。紙を足したり、書式をずらしたりしても構いませんか。

A 8 書式をずらすのは構いませんが、紙を足すことはできません。

Q 9 応募書類に添付する資料として、団体の冊子をそのまま提出してよいですか。

A 9 添付できるのは、A 4 サイズ両面 4 枚まで（8 ページ）です。最も活動を P R できる部分を抜粋するなど、工夫をお願いします。資料サイズは A 4 に統一してください。

Q 10 審査途中でのコース変更はできますか。

A 10 応募書類提出後のコース変更はできません。

Q 11 自己資金は必要ですか。

A 11 「①スタートアップコース」のみ、自己資金は必要ありません。

「②ステップアップコース」と「③市民タイアップコース」は事業費の 3 0 % 以上、

「④市民×行政コラボアップコース」は事業費の 1 0 % 以上の自己資金が必要です。

なお、補助金の交付は、各コースで設定された上限額までとなります。詳しくは、別紙「補助金のコース詳細について」でご確認ください。

Q 12 希望額は全額交付されるのですか。

A 12 A 11 のとおり、補助額には上限があり、また自己資金が必要となるコースがあるほか、審査において、補助金の趣旨にふさわしい一部のみを対象とすることもありますので、希望額がそのまま交付されるとは限りません。

Q 13 「②ステップアップコース」など、複数年継続して応募が可能なコースについては、一度交付決定を受ければ、翌年度以降も補助金交付を受けられるのですか。

A 13 毎年度、応募と審査が必要となります。審査の結果、翌年度は交付されない可能性もあります。

Q 14 公開プレゼンテーションはどのように行うのですか。

A 14 プレゼンテーションは、第一次審査を通過した事業が対象です。該当の団体には、A 4 横向き・4 ページ以内で資料をご準備いただき、5 分程度で事業の説明をしていただいた後、審査員からの質問の答えていただきます。なお、プレゼンテーションは公開で行い、パソコン・プロジェクター・スクリーンは主催者が用意します。

○その他、過去にいただいた質問につきましては、別紙「令和 8 年度版 小田原市市民活動・協働応援制度 Q & A」にまとめておりますので、そちらもご参照ください。